

別冊 2（幼稚園事務の手引き）

第5編 参 考 資 料

幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）

（最終改正 平成22年3月10日文部科学省令第5号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 編制

（一学級の幼児数）

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

（教職員）

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園地、園舎及び運動場）

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 幼児清浄用設備

五 給食施設

六 図書室

七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園及び保育所等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第五項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該

保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。
- 2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。
- 3 第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

別表第1（園舎の面積）

学級数	1学級	2学級以上
面積	180平方メートル	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

別表第1（園舎の面積）

学級数	2学級以下	3学級以上
面積	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

栃木県私立幼稚園設置認可審査基準

[平成6年9月30日総務部長裁定]

(趣旨)

第1条 私立幼稚園の設置認可については、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。)によるもののほか、この基準によるものとする。

(審査にあたっての基本方針)

第2条 幼稚園設置認可については、当該地域内の幼児人口の動向、通園距離、周辺の幼稚園の設置状況等を総合的に勘案して、審査するものとする。

(名称)

第3条 名称は、幼稚園としてふさわしいものであり、かつ既設幼稚園の名称と同一、又は紛らわしいものでないこと。

(位置等)

第4条 幼稚園の位置等は、幼児の教育上適切な環境であることのほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 幼稚園の設置は、当該市町村における幼児教育の振興等に資するものでなければならない。
- (2) 定員を充たす幼児数の確保が客観的に可能であり、周辺の幼稚園と不当に競合するものでないこと。
- (3) 通園バスを運行する場合には、幼児の発達段階を考慮して負担とならない運行時間を設定する等、幼稚園教育の目的を達成するよう十分配慮するものであること。

(設置者)

第5条 設置者は、学校法人又は社会福祉法人(保育所を設置するものに限る。)であること。

(規模)

第6条 収容定員は当該地域内の幼児人口の動向並びに周辺の幼稚園の収容規模及び定員充足状況等からみて、適正な規模であること。

(学級編制)

第7条 学級数は2学級以上であること。ただし、へき地の場合において、幼児数、通園範囲等からみて、2学級以上編成することが、特に困難と認められる場合にはこの限りでないこと。

2 1学級の幼児数は35人以下を原則とすること。

(施設及び設備等)

第8条 園地は、園舎等の建物敷地、運動場、その他教育上必要な土地であること。

2 園地、園舎及び園具教具は、原則として設置者が所有し、かつ直接その教育の用に供するものであること。

ただし、園地について、国、地方公共団体等からの借用であり、所有権を取得することが困難であると認められる場合はこの限りでない。

なお、園地を借用とする場合には、国、地方公共団体、公社及び公団からの借用を除き、借用期間が20年以上で、借用について原則として地上権若しくは賃借権の設定登記又は公正証書が作成されていなければならない。

3 園舎は、住宅と分離して設けること。

4 園舎には、設置基準第9条に規定する施設、設備のほかに、給排水設備および消火用設備を設け

ること。

5 園舎の各室の標準面積は、原則として次のとおりであること。

- ・保育室 52.89㎡（16坪）
- ・遊戯室 99.17㎡（30坪）

6 園具及び教具は、設置基準の定めるところにより、学級数及び幼児数に応じ、必要な種類及び数を備えること。

7 飲料水は、上水道等保健衛生上適切なものであること。

（予算）

第9条 予算については、収支の均衡が保たれたものであり、かつその内容が確実であること。

2 入園料及び保育料等の納付金については、社会通念上適当な額であること。

（教職員組織）

第10条 設置基準の定めるところにより適正な教職員組織体制がとられていること。

（教育課程）

第11条 幼稚園教育要領等に従い、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程が編制されていること。

（開園の時期）

第12条 幼稚園の開園の時期は、4月1日とする。

附 則

1 この基準は、平成6年10月1日から適用する。

2 栃木県私立幼稚園設置認可審査内規（昭和53年4月1目）は、平成6年9月30日をもって廃止する。

3 この基準の施行の際、既に設置認可を目的とする事業計画の承認を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から適用する。

学校法人〇〇〇〇学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇〇〇学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、〇〇幼稚園を設置する。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 〇人

(2) 監事 〇人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 〇〇〇幼稚園長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 〇人

2 前項第1号及び第2号の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員（園長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

4 理事又は監事には、それぞれの選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

5 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、○年(就任当日を起算日とする。以下第25条第1項において同じ。)とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第12条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを栃木県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員 (評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、○人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同上第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(同意事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 ○人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 ○人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○人

2 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(準用規定)

第27条 第12条の規定は、評議員について準用する。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に繰り入れられる財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に繰り入れられる財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行

上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、保育料収入、入園料収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の廃棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その同意を得なければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する幼稚園に在園する者の保護者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 栃木県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては栃木県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては栃木県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した地方公共団体、学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て栃木県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、栃木県知事に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人〇〇〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、栃木県知事の認可の日（平成〇年〇月〇日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長） ○ ○ ○ ○

理 事 ○ ○ ○ ○

理 事	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○

- 3 第24条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児の父兄」と読み替える。

私立幼稚園園則作成例（私学助成用）

〇 〇 〇 幼 稚 園 園 則

第1章 総 則

第1条 この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第2条 この幼稚園は、〇〇〇幼稚園という。

第3条 この幼稚園を、栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第4条 この幼稚園に入園できる者は、満〇歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第5条 この幼稚園の定員を〇〇名とし、満三歳以上の園児に対して編制する学級は〇学級以内とする。

第2章 保育年限、保育期及び休業日

第6条 この幼稚園の保育年限は〇年とする。（※1）

第7条 1年を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から 7月31日まで

第2保育期 8月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から 3月31日まで

第8条 この幼稚園の休業日は、次のとおりとする。（※2）

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 夏季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで

(5) 冬季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで

(6) 春季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで

(7) 開園記念日（※必要に応じて記載する）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に保育を行うことがある。

3 非常震災その他急迫の事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

第9条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

(1) 始業時刻 午前〇時

(2) 終業時刻 午後〇時

第3章 教育課程、保育時数及び教職員組織

第10条 保育内容は、幼稚園教育要領による。

第11条 1日の保育時数は〇時間とし、第10条に従い保育する。（※3）

第12条 この幼稚園に次の教職員を置く。（※4）

(1) 園長

(2) 副園長 〇名

(3) 教頭 〇名

(4) 主幹教諭 〇名

(5) 指導教諭 〇名

(6) 教諭 〇名（又は「配置基準以上の人員」）

(7) 養護教諭 〇名

(8) 園医 〇名

- (9) 園歯科医 ○名
- (10) 園薬剤師 ○名
- (11) 事務職員 ○名
- (12) ○○○○ ○名

2 園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第4章 入園、休園、退園、修了及び表彰

- 第13条 この幼稚園に入園するときは、園長の許可を要する。
- 第14条 この幼稚園に入園しようとする者は、入園申込書を提出し、契約するものとする。
- 第15条 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。
- 第16条 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。
- 第17条 心身の発達著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

第5章 納付金

第18条 納付金及び納付期日は、次の表のとおりとする。

納付金の名称		納付金額		納付時期
入園時	入園料		円	入園時まで
	〇〇費		円	入園時まで
			円	
通常	保育料	満3歳児	月額 円	その月の 日まで
		年少	月額 円	
		年中	月額 円	
		年長	月額 円	
	〇〇費	月額 円	その月の 日まで	
	△△費		円	

- 2 入園する者は、入園料、〇〇費を納入しなければならない。
- 3 在籍者は出席の有無にかかわらず、保育料、〇〇費を納付しなければならない。ただし、園長が必要と認める場合は、これを減免することがある。

第6章 補則

第19条 この園則の実施に必要な細則は園長が別に定める。

附則

この園則は平成〇〇年〇月〇日から実施する。

※園則作成上の注意事項

※1 第5条

少人数学級等のために学級数を多く設定すると、必要な園舎面積及び運動場面積が増加するため、認可基準を満たさなくなる可能性があるので注意すること。

※2 第6条

保育年限に注意すること。

満3歳入園を実施する場合は、「4年未満」が適当である。

※3 第8条

保育日数は学校教育法施行規則第37条により、教育週数が39週を下らないよう注意すること。

※4 第11条

1日の保育時数は、幼稚園教育要領に示されているとおり、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

※5 第12条

園の実情に応じて記載するが、以下に留意すること。

学校教育法において、原則として園長、教頭及び教諭は必置とされていること。

学校保健安全法において、園医、園歯科医及び園薬剤師は必置とされていること。

【幼稚園園則兼運営規程 作成例】
〇〇〇幼稚園 園則兼運営規程

（目的）

第1条 この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この幼稚園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1)
- (2)
- (3)

（名称）

第3条 この幼稚園は、〇〇〇幼稚園という。

（所在地）

第4条 この幼稚園は、栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（入園者）

第5条 この幼稚園に入園できる者は、満〇歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（教育・保育の内容）

第6条 この幼稚園の教育課程その他の保育の内容は、幼稚園教育要領による。

（定員等）※1

第7条 この幼稚園の認可定員及び利用定員を以下のとおりとする。

認可定員	利用定員
〇〇〇人	〇〇〇人

2 満三歳以上の園児に対して編制する学級は、〇学級以内とする。

（保育年限）※2

第8条 この幼稚園の保育年限は〇年とする。

（学年・学期）※3

第9条 この幼稚園の学年は、4月1日から翌年3月31日までとし、次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- 第2学期 8月1日から 12月31日まで
- 第3学期 1月1日から 3月31日まで

（休園日）

第10条 この幼稚園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (4) 冬季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (5) 春季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (6) 開園記念日（必要に応じて記載する）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日

に保育を行うことがある。

3 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

(始業、終業時間)※4

第11条 この幼稚園の始業及び終業の時刻は次のとおりとし、保育時数は○時間とする。ただし、季節により変更することがある。

(1) 始業時間 午前○時

(2) 終業時間 午後○時

(開園時間)

第12条 この幼稚園の開園時間は、次のとおりとする。(保育時間ではなく園が開園している時間)

(1) 開園時間 午前○時○○分

(2) 閉園時間 午後○時○○分

(職員組織)※5

第13条 この幼稚園には、次の職員を置く。

(1) 園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 ○名

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 教頭 ○名

教頭は、園長(副園長を置く園にあつては、園長及び副園長)を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の保育をつかさどる。

(4) 主幹教諭 ○名

園長(副園長を置く園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

(5) 指導教諭 ○名

園児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(6) 教諭 ○名(又は「配置基準以上の人員」)

園児の保育をつかさどる。

(7) 養護教諭 ○名

園児の怪我等の応急処置を行い、健康診断等を通して、園児の心身の健康をつかさどる。

(8) 園医 ○名

健康相談、保健指導、健康診断等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(9) 園歯科医 ○名

健康相談、保健指導、健康診断(歯の検査)等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(10) 園薬剤師 ○名

環境衛生検査、健康相談、保健指導等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(11) 事務職員 ○名

園の事務を行う。

(12) ○○○ ○名
○○○○○を行う。

(入園)

第14条 この幼稚園に入園するときは、本園に、入園申込書を提出し、契約するものとする。

2 入園希望者が利用定員を上回る場合は、この幼稚園の建学の精神に基づき選考を行う。

(休園・退園)

第15条 休園又は退園をしようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(卒園)

第16条 この幼稚園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(表彰)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

(利用者負担額等)

第18条 この幼稚園の基本保育料は、園児が居住する市町村が定める額とする。

2 この幼稚園は、前項に定めるほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、特定負担額（上乗せ徴収）として以下のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。

特定負担額（上乗せ徴収）	負担額	納付時期
(例示) 施設整備費や施設維持費	○○○円（年額）	○○○○
○○○○利用のため	○○○円（月額）	○○○○

3 この幼稚園は、前二項に定めるほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを利用者から受けることがある。

(緊急時対応)

第19条 この幼稚園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

(1) 園児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(2) 園児に事故があった場合には、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(非常災害対策)

第20条 園長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、定期的に行うものとする。

(虐待防止)

第21条 この幼稚園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(細則)

第22条 この園則の実施に必要な細則は園長が別に定める。

附 則

この園則は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。

※園則兼運営規程作成上の留意事項

※1 第7条

少人数学級等のために学級数を多く設定すると、必要な園舎面積及び運動場面積が増加するため、認可基準を満たさなくなる可能性があるので注意すること。

※2 第8条

保育年限に注意すること。

満三歳入園を実施する場合は、「4年未満」が適当である。

※3 第9条

保育日数は学校教育法施行規則第37条により、教育週数が39週を下回らないように注意すること。

※4 第11条

1日の保育時数は、幼稚園教育要領に示されているとおり、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

※5 第13条

園の実情に応じて記載するが、以下に留意すること。

学校教育法において、原則として園長、教頭及び教諭は必置とされていること。

学校保健安全法において、園医、園歯科医及び園薬剤師は必置とされていること。

私立学校関係法施行細則

昭和三十一年八月一日
栃木県規則第四十五号

私立学校関係法施行細則を次のように定める。

私立学校関係法施行細則

(趣旨)

第一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第四条第二号に規定する私立学校及び同条第四号に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)に関する手続その他必要な事項については、この細則の定めるところによる。

(学校の設置、廃止等の申請)

第二条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条の規定により知事の認可を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 学校の設置についての認可の申請 学校設置認可申請書 別記様式第一号
- 二 学校の廃止についての認可の申請 学校廃止認可申請書 別記様式第二号
- 三 学校の設置者変更についての認可の申請 設置者変更認可申請書 別記様式第三号

四 学校の収容定員に係る学則変更についての認可の申請 収容定員に係る学則変更認可申請書 別記様式第三号の二

五 高等学校の通常の課程又は定時制の課程の設置についての認可の申請 通常(定時制)の課程の設置認可申請書 別記様式第四号

六 高等学校の通常の課程又は定時制の課程の廃止についての認可の申請 通常(定時制)の課程の廃止認可申請書 別記様式第五号

七 高等学校における通信教育の開設についての認可の申請 通信教育の開設認可申請書 別記様式第六号

八 高等学校における通信教育の廃止についての認可の申請 通信教育の廃止認可申請書 別記様式第七号

九 高等学校の学科設置についての認可の申請 高等学校の学科設置認可申請書 別記様式第七号の二

十 高等学校の学科廃止についての認可の申請 高等学校の学科廃止認可申請書 別記様式第七号の三

2 前項第一号の申請は、学校を開設しようとする日の属する年度の前年度の十月三十一日までにしなければならない。

(専修学校の目的の変更の申請)

第二条の二 学校教育法第百三十条の規定により知事の認可を受けようとする場合の申請書の様式は、別記様式第七号の四とする。

(目的変更等の届書)

第三条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十七条の二の規定により知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次に掲げる事項につきそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 学校の目的の変更についての届書 目的変更届 別記様式第八号
- 二 学校の名称変更についての届出 名称変更届 別記様式第九号
- 三 学校の位置の変更についての届出 位置の変更届 別記様式第十号
- 四 学則の変更についての届出 学則変更届 別記様式第十一号
- 五 学校の経費の見積り及び維持の方法の変更についての届出 経費の見積り及び維持方法変更届 別記様式第十二号

六 高等学校の専攻科又は別科の設置についての届出 専攻科(別科)の設置届
別記様式第十三号

七 高等学校の専攻科又は別科の廃止についての届出 専攻科(別科)の廃止届
別記様式第十四号

八 学校の校地その他直接保育若しくは教育の用に供する土地に関する権利を
取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更等により、これらの
土地の現状に重要な変更を加えようとするときの届出 校地変更届 別記様
式第十五号

九 学校の校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する建物に関する権利を
取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更改築等により、これ
らの建物の現状に重要な変更を加えようとするときの届出 校舎変更届 別
記様式第十六号

(校長採用届)

第四条 学校教育法第十条の規定により、学校が校長を定め知事に届け出ようと
する場合の届出書の様式は、別記様式第二十一号とする。

第五条及び第六条 削除

(栃木県私立学校審議会の委員の定数)

第七条 私立学校法第十条第一項の規定により知事が定める栃木県私立学校審
議会の委員の定数は、十四人とする。

(栃木県私立学校審議会の庶務)

第八条 栃木県私立学校審議会の庶務は、栃木県経営管理部文書学事課において
処理する。

第九条 削除

(収益事業の種類の設定及び公告)

第十条 私立学校法第二十六条第二項の事項の種類は、栃木県告示で定める。

(寄附行為の認可申請)

第十一条 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)第二条第五項
の規定による学校法人寄附行為の認可申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当
該各号に定める日までにしなければならない。

一 新たに学校を開設しようとする場合 当該学校を開設しようとする年度の
前年度の十月三十一日

二 すでに学校が開設されている場合 学校法人を設立しようとする日の三月
前

2 前項の規定により知事に提出する学校法人寄附行為認可申請書の様式は、別
記様式第二十五号とする。

(寄附行為の補充請求書)

第十二条 私立学校法第三十二条第一項の規定により、利害関係人が知事に提出
する寄附行為の補充についての請求書の様式は、別記様式第二十六号とする。

(仮理事の選任請求書)

第十二条の二 私立学校法第四十条の四の規定により、利害関係人が知事に提出
する仮理事の選任についての請求書の様式は、別記様式第二十六号の二とする。

(特別代理人の選任請求書)

第十二条の三 私立学校法第四十条の五の規定により、利害関係人が知事に提出
する特別代理人の選任についての請求書の様式は、別記様式第二十六号の三と
する。

(寄附行為変更の認可申請)

第十三条 私立学校法施行規則第四条第一項に規定する学校法人寄附行為の変更の認可申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに行ななければならない。

一 当該学校法人が新たに学校を開設しようとする場合にあつては、当該学校を開設しようとする年度の前年度の十月三十一日、当該学校法人が開設している学校を廃止しようとする場合にあつては、当該学校を廃止しようとする日の六月前

二 前号以外の場合 当該学校法人の寄附行為を変更しようとする日の三月前
2 前項の規定により知事に提出する学校法人寄附行為変更認可申請書の様式は、別記様式第二十七号とする。

(寄附行為変更の届出)

第十三条の二 私立学校法第四十五条第二項の規定により学校法人が知事に提出する学校法人寄附行為変更届出書の様式は、別記様式第二十七号の二とする。

(学校法人解散の認可申請)

第十四条 私立学校法施行規則第五条に規定する学校法人の解散の認可申請は、当該学校法人が解散しようとする日の六月前までに行ななければならない。

2 前項の規定により知事に提出する学校法人解散認可申請書の様式は、別記様式第二十八号とする。

3 私立学校法第五十条第四項の規定により清算人が知事に提出する届出書は、別記様式第二十九号とする。

(合併の認可申請)

第十五条 私立学校法施行規則第六条に規定する学校法人の合併の認可申請は、当該学校法人が合併しようとする日の三月前

2 前項の規定により知事に提出する学校法人合併認可申請書の様式は、別記様式第三十号とする。

(清算中に就職した清算人の届出書)

第十六条 私立学校法第五十条の七の規定により、清算中に就職した清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第三十一号とする。

(清算終了の届出書)

第十七条 私立学校法第五十条の十四の規定により、清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第三十二号とする。

(収支計算書等の提出期日等)

第十七条の二 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第九条の規定による補助金の交付を受ける学校法人(同法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。)は、別記様式第三十二号の二により、毎年度、当該年度に係る収支予算書を当該年度の六月三十日までに、同法第十四条に規定する書類を当該年度の翌年度の六月三十日までに、それぞれ知事に届け出なければならない。

2 前項の学校法人は、同項の収支予算書に係る収支予算を変更したときは、別記様式第三十二号の三により変更後の収支予算書を速やかに知事に届け出なければならない。

(学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となる場合の認可申請)

第十八条 私立学校法施行規則第九条の規定による学校法人及び準学校法人の組織変更の認可申請は、次の各号に掲げる学校法人の区分に応じ当該各号に定める日までに行ななければならない。

一 準学校法人が学校法人になろうとする場合 新たに学校を開設しようとする場合にあっては、当該学校を開設しようとする年度の前年度の十月三十一日、すでに学校が開設されている場合にあっては、当該準学校法人が組織を変更しようとする日の三月前

二 学校法人が準学校法人になろうとする場合(新たに私立各種学校を開設する場合に限る。) 当該学校法人が組織を変更しようとする日の六月前

2 前項の規定により知事に提出する法人組織変更認可申請書の様式は、別記様式第三十三号とする。

(登記の届出書)

第十九条 私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号)第一条第一項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第三十四号とする。

(理事又は監事の就任及び退任等の届出)

第十九条の二 私立学校法施行令第一条第二項の規定により、知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 理事又は監事が就任し、又は退任したときの届出 理事(監事)就任(退任)届 別記様式第三十五号

二 私立学校法第三十七条第二項の規定により他の理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき、及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときの届出 理事長職務代理者就任(退任)届 別記様式第三十六号

(私立専修学校、私立各種学校及び準学校法人への準用)

第二十条 第二条第一項第一号、第二号及び第三号、第三条第二号から第四号まで、第八号及び第九号並びに第四条の規定は、私立専修学校に、第二条第一項第一号から第四号まで、第三条第一号から第四号まで、第八号及び第九号並びに第四条の規定は私立各種学校に、第十条、第十一条第二項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項、第十六条並びに第十七条の規定は、準学校法人にそれぞれ準用する。

学校保健安全法

昭和三十三年四月十日
法律第五十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第一百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第四節 感染症の予防

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

（学校保健技師）

第二十二条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

3 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

（地方公共団体の援助）

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項 に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

(国の補助)

第二十五条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

- 2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。
- 3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

平成〇年〇月〇日

理事 茨城 三郎 様

学校法人〇〇〇〇学園
理事長 栃木 太郎 ㊟

理事会開催の御案内

平素より当学園の運営につきまして格段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、理事会に付議する事項が生じたので、下記のとおり理事会を開催いたします。

つきましては同封葉書により出欠の別及び御欠席の場合は付議事項について議案毎に賛否の意思表示を賜りますようお願いいたします。

なお、葉書の投函は、〇月〇日までをお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成〇年〇月〇日〇〇時
- 2 場 所 ××××
- 3 付議事項 別記第1号議案及び第2号議案のとおり

回 答 書

平成〇年〇月〇日開催の理事会について、次のとおり回答いたします。

1 (いづれかに○印を付してください。)

出 席

欠 席

2 (ご欠席の場合、次のいづれかに○印を付してください。)

理事会第1号議案及び第2号議案につき寄附行為第〇〇条第〇項の規定により、あらかじめ次のとおり書面による意思表示をいたします。

第1号議案 賛 成

反 対

第2号議案 賛 成

反 対

平成〇年〇月〇日

学校法人〇〇〇〇学園

理事 茨城 三郎 印

理事会議事録 作成例

- 1 日 時 平成〇〇年〇月〇日 午後〇時〇〇分～午後〇時〇〇分
2 場 所 学校法人〇〇〇〇学園会議室
3 理事定数 名
4 出席理事数 名（うち、書面により表決する者 名）
5 出席者氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

6 議案

- (1) 園則の変更について
(2)

7 議事の経過及び結果

〇〇氏議長となり、寄附行為第〇条に規定する理事の〇分の〇以上出席し、所定の定数に達したので開会を宣して議案の審議に入った。

まず、議長から議案について詳細な説明がなされ、ついで協議を重ねた結果、全員異議なく、次のとおり可決した。

- (1) 園則を次のとおり変更すること。

ア 保育料を「〇〇、〇〇〇円」を「△△△円」に変更する。

イ

- (2)

※ 議長の選任、提出議案の順に従って、質疑応答の要旨、経過、結果などを具体的に明記すること。

※ 議事の経過の記載に当たっては、形式におちいらないように留意し、発言者の氏名及び発言の要旨等を記載すること。

平成 年 月 日

署名人

〇 〇 〇 〇 印
〇 〇 〇 〇 印
〇 〇 〇 〇 印
〇 〇 〇 〇 印
〇 〇 〇 〇 印
〇 〇 〇 〇 印

○学校教育法施行規則抜粋

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと
 - イ 学校教育法第一条 に規定する学校及び同法第二百二十四条 に規定する専修学校の校長の職
 - ロ 学校教育法第一条 に規定する学校の教授、准教授、助教、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条 に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職
 - ハ 学校教育法第一条 に規定する学校の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三 に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二 に規定する施設の当該職員を含む。）の職
 - ニ 学校教育法 等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条 の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条 の規定による教員養成諸学校の長の職
- ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
- ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職
- ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職
- チ 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童自立支援施設（児童福祉法 等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項 の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項 の規定によりその例によることとされた同法 による改正前の児童福祉法第四十八条第四項 ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職
- リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職
- 二 教育に関する職に十年以上あつたこと

第二十一条 私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

第二十二条 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

第二十三条 前三条の規定は、副校長及び教頭の資格について準用する。

教員免許更新制の概要

平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入されています。

教員免許更新制導入の目的は、定期的に最新の知識技能を身に付け、教員としての必要な資質能力を保持できるようにすることです。これにより、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指しています。更新制は、指導不適切教員の排除を目的としたものではありません。

平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて授与された教員免許状（以下「新免許状」という。）には 10 年間の有効期限が付されています。新免許状を所持している方は、有効期間を更新するために、有効期間満了の 2 か月前までの 2 年間に、大学等が開設する更新講習を、30 時間以上受講・修了し、免許管理者（現職の教員等は、勤務する学校が所在する都道府県教育委員会、教員として勤務していない方は住所地の都道府県教育委員会）に申請をする必要があります。

また、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状（以下「旧免許状」という。）を所持している方は、所持する免許状に有効期間が定められることはありませんが、現職の教員等については、生年月日に応じて設定される更新講習修了確認期限までに更新講習を受講・修了し、免許管理者の確認を受ける必要があるほか、現在教職に就いていない方についても、更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過すると、教職に就くことができなくなります。

概要については、以下のとおりです。

1 更新講習の受講対象者

更新講習の受講対象者は、普通免許状又は特別免許状を有する者のうち、次に該当する者です。

(1) 現職教員

(2) 園長、副園長、教頭等

注 1) 更新講習修了後、免許状の更新又は更新講習修了確認のために、免許管理者に申請をする必要があります。

注 2) 申請により更新講習の受講が免除される場合があります。（「4 更新講習の受講免除」参照）

注 3) 申請により免許状の有効期間を延長（旧免許状を所持している者は修了確認期限を延期）することができる場合があります。（「5 有効期間の延期（旧免許状の場合は修了確認期限の延期）」参照）

2 更新講習修了確認期限

旧免許状を所持している者は、次の表のとおり、生年月日に応じて更新講習修了確認期限が設定されます。

表1：栄養教諭免許状以外の免許状のみ所持している場合

受講対象者の 生年月日	最 初 の 修了確認期限	免許状更新講習 受 講 期 間	次 回 の 修了確認期限
①昭和30年4月2日～昭和31年4月1日、 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日、 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年 3月31日	平成21年4月1日～ 平成23年1月31日	平成33年 3月31日
②昭和31年4月2日～昭和32年4月1日、 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日、 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年 3月31日	平成22年2月1日～ 平成24年1月31日	平成34年 3月31日
③昭和32年4月2日～昭和33年4月1日、 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日、 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年 3月31日	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	平成35年 3月31日
④昭和33年4月2日～昭和34年4月1日、 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日、 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年 3月31日	平成24年2月1日～ 平成26年1月31日	平成36年 3月31日
⑤昭和34年4月2日～昭和35年4月1日、 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日、 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年 3月31日	平成25年2月1日～ 平成27年1月31日	平成37年 3月31日
⑥昭和35年4月2日～昭和36年4月1日、 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日、 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年 3月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日	平成38年 3月31日
⑦昭和36年4月2日～昭和37年4月1日、 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日、 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年 3月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日	平成39年 3月31日
⑧昭和37年4月2日～昭和38年4月1日、 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日、 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年 3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日	平成40年 3月31日
⑨昭和38年4月2日～昭和39年4月1日、 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日、 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年 3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日	平成41年 3月31日
⑩昭和39年4月2日～昭和40年4月1日、 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日、 昭和59年4月2日～	平成32年 3月31日	平成30年2月1日～ 平成32年1月31日	平成42年 3月31日

注) 平成23年3月31日時点で56歳以上となる者(生年月日が昭和30年4月1日以前の者)については、修了確認期限は割り振られない(表2の栄養教諭の免許状を所持する者は除く。)ため、更新講習を受講する必要はなく、その者が所持する免許状は何らの手続を要せず、生涯有効となります。

表2：栄養教諭免許状を所持している場合

免許状を授与された日	最 初 の 修了確認期限	免許状更新講習 受 講 期 間
①平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年 3月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日
②平成18年4月1日から平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年 3月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日
③平成19年4月1日から平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年 3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日
④平成20年4月1日から平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年 3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日

注) 栄養教諭免許状は平成 16 年度に創設された免許状であるため、表 1 のように修了確認期限を割り振ると、割り振られる修了確認期限がその者の所持する栄養教諭免許状を授与された日から 10 年を超えない場合がほとんどとなるため、栄養教諭免許状の授与から 10 年後の年度末とされました。

なお、栄養教諭の旧免許状とそれ以外の旧免許状の両方を所持している場合は、表 2 に従い、修了確認期限が割り振られることとなります。

3 更新講習修了確認申請

更新講習修了確認は、期限の 2 か月前までに免許管理者に行う必要があります。

更新講習を受講・修了しても、更新講習修了確認を受けなければ、現職教員等の講習受講義務がある方の場合、免許状は失効し、所持する免許状を免許管理者に返納しなければならないこととなります。

<更新講習の受講義務がある方>

現職教員（園長・副園長・教頭を含む。）

受講義務者は、修了確認を受けられず免許状が失効した場合は、その免許状を免許管理者に返納する必要があります。単位と学位は引き続き活用できますので、その後、更新講習を修了すれば免許状を取得できますが、この際、授与される免許状は 10 年間の有効期間が付された新免許状となります。

なお、現職教員以外の講習受講義務がない方については、修了確認期限を過ぎても免許状は失効しませんが、そのままでは教員として教壇に立つことはできません。修了確認期限を過ぎた後に教員として教壇に立つためには、更新講習を修了し、免許管理者の修了確認を受けることが必要となります。

4 更新講習の受講免除

教員を指導する立場にある方や優秀教員表彰を受けた方は、免許状更新講習の受講が免除されることがあります。対象となる方は、具体的には次のとおりです。

なお、免除対象者に該当する場合でも、免許管理者に申請をして、免許者であることの認定を受ける必要があります。

また、旧免許状所持者の場合、免除の対象となるのは、更新講習の受講義務がある方のみとなります。

(1) 教員を指導する立場にある者

園長、副園長、教頭、主幹教諭又は指導教諭 等

(2) 優秀教員表彰者

文部科学大臣等から、各教科の指導法又は生徒指導その他その者の所持する免許状に関する知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者

※対象となる表彰は、都道府県教育委員会が定めることとなっています。

※更新講習修了確認期限の 10 年前から 2 か月前までに受けた表彰であることが必要です。

5 有効期限の延長（旧免許状の場合は修了確認期限の延期）

次に掲げるやむを得ない事由がある場合は、申請により、有効期間の延長（又は修了確認期限を延期）することができます。

なお、修了確認期限の延期を行うことができるのは、旧免許状所持者の場合、受講免除の場合と同様に、受講義務がある方のみとなります。

- (1) 心身の故障等による休職中であること
- (2) 産休、育休、傷病休暇、介護休暇中であること
- (3) 専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- (4) 教員となった日から有効期間の満了の日（又は修了確認期限）までの期間が2年2か月未満であること

- (5) その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること

また、旧免許状所持者に限って、次の事由に該当する場合にも修了確認期限を延期することができます。

- (6) 所持する免許状の授与の日から修了確認期限までに10年経っていない場合等

6 各種申請等について

更新講習修了確認や受講免除の認定を受ける場合又は有効期間の延長（又は修了確認期限の延期）をしようとする場合は、免許管理者に申請を行う必要があります。

申請の際の申請者の様式や添付書類等については、栃木県公式ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/education/kyouikuzenpan/kyoushokuin/koushinsei.html>)

なお、文部科学省ホームページに教員免許更新制に関する説明が掲載されておりますので併せてご覧ください。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

7 教員免許更新制以外の申請について

栃木県教育委員会で授与された教員免許状をお持ちの方で、教員免許状を紛失、焼失、汚損、破壊等したことにより再公付を申請する場合や氏名、本籍の異動により書換を申請する場合は、栃木県公式ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/education/kyouikuzenpan/kyoushokuin/kyouinmenkyo.html>)

平成 19 年 3 月 31 日

各都道府県知事・教育委員会教育長 殿
各指定都市長・教育委員会教育長 殿
附属幼稚園を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省 初等中等教育局長

銭谷 眞美

(印影印刷)

幼稚園を活用した子育て支援としての 2 歳児の受入れに係る留意点について (通知)

2 歳児の幼稚園への入園については、これまで、構造改革特別区域法 (平成 14 年法律第 189 号) 第 14 条等の規定により、実施されてきたところです。

このたび、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成 18 年 12 月 1 日 閣議決定)を踏まえ、第 166 回通常国会において「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成 19 年法律第 14 号) (以下、「改正法」という。)が成立し、別添 1 のとおり、本日公布されました。

改正法においては、三歳未満児に係る幼稚園入園事業の関係規定を削除することとしています。満 2 歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めからの幼稚園での受入れについては、今後は、幼稚園児として受け入れ集団的な教育を行うことではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れという形態に変更することにより進めることとしています (学校教育法第 80 条に規定する幼稚園児としての入園ではありません)。

なお、構造改革特別区域 (以下、「特区」という。)においては平成 19 年度の 2 歳児の入園契約等の手続が既に行われている等の事情を踏まえ、平成 19 年度に限り、引き続き 2 歳児が幼稚園に入園・在籍することが出来るよう、改正法においては、関係規定の削除に係る施行日を平成 20 年 4 月 1 日としています。

については、別添 2 の「幼稚園を活用した子育て支援としての 2 歳児の受入れに係る留意点」(以下、「留意点」という。)を踏まえ、各地域の創意工夫により、幼児の視点に立ち、家庭とも連携を図り、一人一人の幼児の発達段階に応じて適切に事業を実施するようお願いいたします。なお、この留意点は、これまでの特区における取組の事例や成果等も勘案して、よりよい形態で 2 歳児を受け入れることができるようになるための方策をまとめたものであり、留意点に準拠した取組を義務付けるなど新たな規制を付加するものではありません。

各都道府県知事及び教育委員会におかれましては、貴管内の市町村教育委員会及び幼稚園に対して、上記事項を周知されますようお願いいたします。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律(抄)

平成十九年三月三十一日公布、法律第十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(中略)

別表第四号中「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」を「削除」に改め、同表第五号中「削除」を「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業」に改め、同表第十九号中「削除」を「地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」に改め、同表第二十一号中「地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業」を「削除」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 略

四 第十四条の改正規定及び別表の改正規定（同表第四号に係る部分に限る。）

平成二十四年四月一日

2～3 略

幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点

平成19年3月31日

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

1 基本的な考え方

- 大人への依存度が高い2歳児について、幼稚園児としての集団的な教育を行うのではなく、幼稚園内の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育を当てはめていくのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受入れに配慮し、その成果を3歳児以降の幼稚園教育に円滑につなげていくことが大切である。
- 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れについては、保育所とは異なり、幼稚園教育への円滑な接続の観点から行うものである。2歳児の発達段階上の特性を踏まえ、その基本的な考え方については、次のとおりである。
 - ① 2歳児の受入れに従事する者は、幼児との一対一の関係を大切にして信頼関係を築き、幼児が安心して自分の気持ちを表したり、自分の思いで行動したりするように援助することが大切である。
 - ② 幼児一人一人が、食事、排泄、衣服の着替えなどの健康で清潔な生活の習慣を身に付け、自立しようとする意欲を持つようにすることが大切である。
 - ③ 2歳児の受入れに従事する者は、幼児と一緒にいろいろな遊びをしながら、ものや人などへの興味や関心を引き出し、幼児の世界を広げていくようにすることが大切である。
 - ④ 2歳児の動き方や遊び方を踏まえ、健康や安全に十分に配慮した園舎内外の環境を整備するようにすることが大切である。
 - ⑤ 親子で一緒に活動したりして、保護者が子育ての喜びや楽しみを味わう機会をつくりながら、親として成長できる場を提供していくようにすることが大切である。
- 幼稚園で子育て支援として2歳児を受入れることで、受入れに従事する職員が、2歳児の発育・発達への理解を深め、経験を重ねることで、実践力を高めていくことが期待される。その上で、幼稚園においては、さらにその機能を充実させて、認定こども園となることが考えられる。

2 満3歳以上の学級との関係法

- 2歳児の特質を踏まえれば、満3歳以上の幼児とは別に2歳児のグループを編成して行うなど、工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、一人一人の発達、体力等の実情や家庭の状況により、毎日登園する幼児、定期的に週数回登園する幼児、不定期に登園する幼児などがいると想定される。こうしたことに配慮して、グループ等を工夫して編成することが大切である。

3 安全の確保

(1) 園舎内の安全の確保

- 保育室を中心に、園舎内の安全の点検は、職員全体で行い、安全に対する十分な配慮をすることが必要である。

特に、保育室や廊下などの施設や設備の設置に当たっては、非常時などの避難経路の確保などに十分に配慮する必要がある。

(2) 園舎外の安全の確保

- 2歳児は、興味を持ったものにすぐにかかわり遊び出すことが多く、危険を予測したり、安全に配慮したりすることは難しい。活発に動く4~5歳児に憧れの気持ちを抱きつつも、動きがぎこちないため、一緒に活動することで2歳児にとっては危険な動きに巻き込まれてしまう可能性もある。また4~5歳児と一緒に遊ぶ時は、2歳児が思うように遊具が使えなかったりして、十分遊べないこともある。このような事情を踏まえ、園舎内と同様に園舎外の安全を確保する必要がある。

4 子育て支援としての受入れの内容等

2歳児の発達を踏まえ、養護的側面を重視した活動の内容を検討する必要がある。また、各幼稚園には、教育目標があり、それに基づいて3歳児以上の教育の全体計画である教育課程が編成されているので、こうした3歳児以上の幼稚園教育に円滑に移行していけることにも留意し、2歳児にふさわしい活動の内容を検討する必要がある。

(1) 2歳児の受入れで重視したい事項

- 2歳児の発達の特徴として、複数の幼児が平行的に遊ぶ中で、受入れに従事する者との一対一の関係を基本とし、幼児同士が同じ活動を同じ場で行うことが多く、3歳児同士のように、かかわり合う、見合う、模倣し合うという関係にはなりにくい。
- こうした点も踏まえれば、2歳児の受入れに際して、以下に示す保育内容を手がかりにした活動の内容を検討する必要がある。
 - ① 食事、排泄、衣服の着替えなどの基本的な生活習慣を身に付ける。
 - ② 全身を使う遊び、手や指を使う遊びなどを繰り返して行い、いろいろな体の動きを楽しむ。
 - ③ 自分の好きなものや遊具、遊びなどを見つけ、楽しむ。
 - ④ 友達の遊びに興味を持ったり、先生や友達と一緒に遊んだりする。
 - ⑤ 園生活に必要な言葉や、受入れに従事する者の簡単な指示がわかる。
 - ⑥ ごっこ遊びなどをする中で、先生や友達と言葉のやり取りを楽しむ。

(2) 家庭との連携

2歳児の受入れは、保護者の育児不安、負担の解消等の保護者のニーズに応えることになる。その際、単に保護者の子育てを肩代わりするのではなく、家庭と緊密な連携をとりながら、保護者の幼児の成長への理解や共感を高め、親として成長する機会を提供することが大切である。

ア 家庭との緊密な連携

① 保護者との信頼関係の構築

- 幼児の家庭での過ごし方やグループ等での状況等について情報交換するなど、家庭と緊密な連携をとりながら、2歳児の受入れに従事する者と保護者がともに幼児を育てるという意識をもつことが大切である。

このため、園便りや連絡帳、または活動への参観や参加、個人面談など様々な機会を使って、2歳児に関する活動の方針を家庭に伝えることなど、2歳児の受入れに従事する者と家庭の連携を深めることを積み重ね、保護者一人一人との信頼関係を築くことが大切である。

② 保護者の育児不安への対応

- 保護者の中には、幼い我が子を登園させることに不安を感じている者もあり、折に触れて、その幼児の成長や良さを伝えながら、2歳児の受入れに従事する者に対して信頼が持てるようにするとともに、保護者自身が子育てについて自信を持てるようにしていくことが大切である。
- 特に、育児不安が深刻化している場合は、必要に応じて地域の保健センターや相談機関と連携を図ったり、専門カウンセラーを活用したりすることができるよう、保護者の個々の悩みや相談に応じていく体制を整えることが望ましい。

イ 家庭の教育力の再生・向上につながる子育て支援

① 親子登園の機会の提供

- 2歳児を持つ保護者の中には、子育てがよくわからず、子どもとのかかわりがうまくできないと感じている者も少なくない。こうした保護者にとっては、2歳児の受入れに従事する者が幼児たちとかわる姿に接することが、日頃の自分の子どもとのかかわりを振り返ったり、改めて子育ての仕方を学んだりする機会となる。

また、折に触れて子どもを通して職員や他の保護者などつながりをもつことは、孤立した子育てから解放され、保護者自身が、子どもの自立を促すために子離れをしていくことにもつながる。

- このようなことを踏まえ、2歳児の受入れでは、敵宜、親子登園の機会をつくり、親として成長する場を提供することが考えられる。

その際、どのような親子登園を企画していくかについて、年間を見通して計画を作成することが大切である。

この場合、幼児たちと一緒にいろいろな遊びやゲームを楽しむ、自分の子どもと一緒に何かをつくる、母親だけでなく父親も一緒に活動する等、保護者や幼稚園の実態に沿って様々な工夫をすることが大切である。

また、地域の人材やボランティア、子育てNPOを活用するなどして、楽しく活動しながら子育てを学べる場をつくることも大切である。

② 子育てを話し合う場の提供

- 自我が芽生える2歳児の発達やそれに応じたかかわり方などについて、2歳児の受入れに従事する者の話を聞いたり、他の保護者と話し合ったりして、子育てを共有することは非常に大切である。

また、3歳以上の幼児の保護者との交流の場も設けながら、子育ての経験者の話を聞くことも有効である。

③ 子育てに喜びと希望を持たせる取組

- 保護者が園行事に参加することなどを促し、3歳児、4歳児、5歳児に接する機会をつくりながら、幼児期の発達や幼稚園教育についての理解が得られるようにして、子どもの成長について見通しをもち、ともに喜びや期待が持てるようにすることが大切である。

(3) 2歳児の受入れにおける計画の作成と留意事項

ア 計画の作成

- 幼児の実態に基づいて受入れの計画を作成し、計画性のある指導を行うことが大切である。
その際、子育て支援としての2歳児の受入れ内容は、3歳児の教育内容を下ろしてくるのではなく、2歳児の発達を踏まえたものとする必要がある。
- 長期の計画の作成に当たっては、全職員の理解のもとに、2歳児の活動内容を十分に検討し、幼児の実態、幼稚園や地域の実態を踏まえる必要がある。
また、幼児の発達や保護者の実態等に沿って、適宜、親子で活動する場面などを取り入れながら、親も子も楽しみに登園し、成長することにつながる計画とすることが大切である。
- また、2歳児から3歳児への移行が円滑なものとなるよう配慮をすることが大切である。
- 短期の計画では、幼児一人一人の興味や関心、発達等が異なり、個人差が大きいことに配慮し、家庭との連携を図りつつ、幼児一人一人の実態に即して作成することが大切である。
特に、登園日数が異なる幼児がいるグループ等の編成に当たる場合には、どの幼児も戸惑いが少なく、安心して過ごせるように配慮することが大切である。
また、具体的な活動の展開においては、幼児一人一人の活動に応じて、柔軟に展開していくことが必要なため、時間的にもゆとりを持った計画を立てることが大切である。
さらに、個人別の記録簿もつけながら、幼児理解を深め、一人一人について発達の見通しをもって援助することが大切である。
- 2歳児が園行事に参加する際は、短時間の参加や、行事の一部への参加などの無理のない参加形態を検討する等、2歳児の発達の特性や興味・関心に配慮し、工夫する必要がある。
- 計画の作成に当たっては、常に、実施、点検・評価を重ねながら、幼児の実態に沿った計画を作成することが大切である。
- 2歳児の場合、年度途中での受入れや不定期的に登園する幼児、親子で登園する幼児の受入れも予想される。このため、それぞれの実態に応じて個別の計画を作成する必要がある。
- 2歳児は、特に、緊急時に活動に従事する者の指示に従った行動がとりにくいため、避難訓練などは適宜行い、2歳児があわてず避難できるようにすることが重要である。
その際、2歳児がグループ等の生活に安定する過程を見通して、年間の計画の中に位置づけるなどの配慮が必要である。

イ 留意事項

- 2歳児は、これまでの生活経験や月齢などにより発達の個人差が大きい時期であるため、幼児一人一人の発育・発達状態を把握し、一人一人の実態に沿ったきめ細かな援助を行うことが大切である。
また、して欲しいことや困ったことなど自分の思いをうまく言葉に表すことができないことも多いので、2歳児の受入れに従事する者は、ゆったりとした構えで幼児と接し安心感を持たせるとともに、幼児の表情やしぐさなどからその内面を読み取っていく姿勢を持つことが大切である。
- 日々の活動では、2歳児が健康で快適な生活を送れるように、一日の中で適切な休息や水分補給を行い、食事や排泄、衣服の着替え等の基本的な生活習慣を身に付けるための援助をきめ細かく行うことが大切である。
- 2歳児の受入れに従事する者は、幼児一人一人の発達や、興味や関心、意識の流れなどに沿って環境を構成し、幼児自らが好きな遊びを見つけ十分にそれを楽しめるような状況をつくり、遊びへの意欲を育てていくことが大切である。

また、幼児一人一人が持つ生活リズムに沿って、食事や午睡も含めて幼児にとって無理のない一日の活動の流れをつくることも大切である。

(4) 遊具・用具

ア 2歳児の受入れに必要な遊具・用具

- 計画に沿って2歳児の受入れを行うに当たって、必要な種類及び数の遊具・用具を備える際には、2歳児が扱いやすい大きさや形などに配慮することが大切である。
- 幼児が直接に触れ、扱うものであるから、材料や構造上の安全性に十分配慮して、遊具を選択することが大切である。
また、幼児にとって心地よく、親しみやすい材質であることも大切である。

イ 収納、清潔、安全点検

- 幼児自身が、遊びの一環として遊具・用具を出し入れできることに配慮して、遊具・用具の量や種類、収納の仕方を工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、遊具や用具を口にすることもあるので、適宜、洗ったり拭いたり、消毒したりして、清潔や衛生に配慮していくことが大切である。
- 3歳児以上の幼児が、通常使っている用具の中には、はさみなど2歳児が使うと危険を伴うものもあり、特に2歳児が活動する場に置く用具類などの管理を適切に行い、幼児が使用するときは2歳児の受入れに従事する者が渡すなどの配慮が大切である。
- 戸外遊びの遊具・用具などの中には、3歳以上の幼児が使う遊具・用具と共通なものが多い。
この場合、あらかじめ2歳児が使っても安全かどうかなどの点検を行い、場合によっては、2歳児の使用を制限したり、2歳児の受入れに従事する者が必ず付き添ったりするなどの配慮が大切である。

5 2歳児の受入れ体制がかかる園全体の協力と複数担当

- 2歳児を受け入れるに当たっては、担当の職員に任せるだけでなく、職員全体の協力体制が必要である。また、2歳児を複数で担当する場合は、個々の幼児理解について話し合ったり、一緒に活動の計画を作成したりして、援助の方向について共有して臨むことが大切である。2歳児に対する職員の配置については、低年齢児の保育を実施している保育所における6対1の配置基準も参考として、受入れ体制を整備することが大切である。
- 2歳児を複数で担当する際、年度途中の受入れも含めて受入れ当初は、幼児にとって、特定の職員とのつながりを持つことで安定することもある。必要に応じて担当制を取り入れるなど、幼児の実態に応じて柔軟な体制をとるようにすることが大切である。

6 2歳児の受入れに従事する者の資質向上

(1) 2歳児の発達等についての理解

- 2歳児の受入れに従事する者は、2歳児の発育・発達の特徴を十分に理解した上で、幼児一人一人について発達の見通しを持って援助を行うことが大切である。
- 園外研修や園内研修等を通して、2歳児の発育・発達への理解を深め、実践力を高める努力が大切である。

また、保育所における2歳児保育の実際を見たり体験したりするなどして、2歳児の発育・発達や保育の在り方についての研修を行うことが有効である。

- 2歳児の受入れに従事する者は、当該幼稚園の3歳児以上の教育課程に基づく教育活動とのつながりを意識して2歳児の受入れを行うことが大切であるが、2歳児の場合、特に養護的なかわりが必要なことから、幼稚園教諭免許のほか、保育士資格を有するなど低年齢児の子育てに関する知識・経験を有することが望ましい。

(2) 保護者との関係を構築する力と親育ちの支援

- 2歳児を持つ保護者からの相談を受けたり、親育ちのプログラムを作成したりする等、積極的に子育て支援をすることが期待されているので、2歳児の受入れに従事する者の資質として、保護者との関係を構築する力を持ち、子育て支援を実践していく力量をつけることが大切である。

7 その他

- 2歳児の受入れの形態によっては、2歳児が保育されている実態があるものと考えられ、認可外保育施設として、児童福祉法(昭和22年法律第164条)第59条に基づく指導監督の対象となる場合がある。その指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添「認可外保育施設指導監督基準」に示されているところであり、同基準を遵守する必要があることについて留意することが必要である。

なお、児童福祉法上の保育されている実態があるか否かの判断については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」に示されているところである。

- 2歳児を受け入れる際には、傷害保険の加入についても十分配慮することが必要である。
- 2歳児を受け入れる際には、2歳児に関する活動の方針や内容、受入れ体制等について十分に情報提供を行い、幼児や保護者が安心して登園できるようにすることが必要である。

